

# エミール

平成25年3月29日  
(通巻第27号)

発行：三重県児童相談センター  
電話059-231-5902

## 『みなさんに支えられて』

児童相談センター家庭児童支援室 西口 和之

平成12年4月1日、児童虐待防止法の施行と時期を同じくして、「児童虐待防止班」として中央児童相談所（現中勢）に着任させていただいたのをこの間のように思い出します。その後、一時期県庁に異動しましたが、再度南勢志摩児童相談所、児童相談センター総務・企画調整室、児童相談センター家庭児童支援室と異動させていただきました。私は、児童福祉の仕事の経験が全く無いまま着任し児童虐待対応を始めましたので戸惑うことも多くありました。以降もその時の感覚を忘れないようにしようと考えてやってきました。

先日も民生委員児童委員研修会で児童虐待防止について話す機会をいただきました。その研修会では、地域をよく知る民生委員児童委員の方々に、「生活や子育てに困っている人を支援するために協力をいただきたい。」という話をさせていただきました。参加者の方から「児童相談所は、児童虐待している親から保護した子どもを、なぜ親に返すのですか。」という質問がありました。

私は、「児童相談所は、子どもの安全を図るために一時的に子どもを保護しますが、その後は子どもと保護者が家庭で生活していけるように支援していきます。家族から子どもを分離するだけが我々の仕事ではなく、長い時間をかけて子どもが家庭で生活できるように支援していくのが我々の仕事だからです。」とお答えさせていただきました。同時に、児童相談所が子どもを保護するのは関わりの初期的な取組であり、その後の長い取組のスタートであることを付け加えました。

児童虐待の対応には、一時保護や緊急介入も重要な一面であることは否めませんが、決してそれだけでは子どもや保護者の問題は解決せず、むしろその後の子どもや保護者への支援に力を投じなければならないという思いを理解してほしかったというのが私の本音です。

私が児童虐待への対応を始めた頃に比べれば、市町でも要保護児童対策地域協議会が設置され福祉、教育、警察などの多くの関係機関が参加して地域における取組が進められ、児童虐待への対応に関する諸規程なども充実をしてきたように思います。

しかし、子どもや保護者に長い関わりを必要とする児童虐待対応には、まだまだ課題も多くあります。

例えば、私には何年か前から、このまま児童虐待対応が増え続ければ児童相談所は行き詰まるのではないかという不安がありました。近年、まさにそのことが現実化してきているように感じています。このような児童相談所の状況を解消するために、平成17年4月から市町での児童相談が法定化され開始されましたが、現実には、ますます児童相談所は市町への関わりを強化していかなければならない現状となっており、早急に市町の体制強化を進める必要があります。

また、児童虐待相談といっても、犯罪性のある重篤なものから子育てに困る軽度なもので玉石混淆の状態であることから、個々の担当者による判断の差異等を無くし、対応の適正化を進めるためには、適正なアセスメント手法の開発も必要となっています。

さらには、児童虐待相談で児童相談所や関係機関が関われば関わるほど、地域での暮らしにくさを訴える家族への支援などは、虐待の再発を防止しながら家族を立て直していくための新たな取組も必要になっています。

他にも、保護者から虐待を受けて児童養護施設で生活する子どもの自立支援や日々子どもの生活を支える児童養護施設の体制強化についても充実を図らなければなりません。我々が子どもや保護者に対応するためのプログラムや手法などもまだまだ不足しており、自らが考えていかななくてはならないものもあり、独自の研究・開発も大いに推進していかなければならない状況です。

児童虐待防止法が施行されて今年度でやっと12年が経過しました。これまでは児童相談所が中心になって実施してきた児童虐待防止対策も、今後は、思い切って行政の枠を越えて民間の方々などにも大いに参加していただき、新しい枠組みでの取組が進むことを期待したいと思います。

今後の皆さんの歩みが地域の子どもや保護者のよりよい支援に繋がることを願っています。

最後になりましたが、私がここまで仕事をしてこれたのも、関係各所の皆さんの多大なご支援、ご協力があったることだと心より感謝申し上げます。

ありがとうございました。

## 三重県児童相談所における“真実告知&ライフストーリーワーク”の 取り組み(その9)

中勢児童相談所 山本智佳央(児童心理司)

中勢児童相談所 古儀美千代(児童福祉司)

前回の『エミール』では、社会的養護の子どもの「生活史」が分断されがちであること・真実告知やライフストーリーワークは「生活史」を少しずつでも“1本の線”につなげていくための支援であることをご紹介しました。

今回は、「生活史」が“1本の線”につながることの意義を考えてみたいと思います。

### 心理的な効果～アイデンティティとの関連(山本)

『自分は、何者であるのか?』という疑問に対して『自分は、他の何者でもない自分である』と答えられる状態を「アイデンティティ(identity)が確立している」と表現します。アイデンティティは「自己同一性」と訳されます。

社会的養護の子どもたちと“(彼らの)生活歴”について話をしていると、時折「自分の記憶の中に『空白の期間』がある」といった訴えが出てくることがあります。『空白の期間』を気にせず過ごすのはなかなか難しいようで、中には「そのことばかり気になっている」と語る子どもに出会うこともあります。

「自分」という存在が過去から現在・さらには未来にまでつながっているという感覚は、心理的な安定のためには非常に重要です。心理学の専門家でなくても、その重要性は理解してもらえることと思います。

アイデンティティ研究で有名なエリクソン(E.H.Erikson)によると、アイデンティティにはいくつかの構成要素があり、

『自己の独自性(唯一性)』...「自分は他の誰でもない」という感覚

『自己の一貫性』...「自分という存在が過去から現在までの時間的連続性に支えられ、幼児期の自分と現在の自分が同じ自分である」という感覚

等が挙げられるそうです。

『自己の一貫性』が「記憶の一貫性」によって支えられているということは、改め

て説明するまでもないでしょう。『空白の期間』を抱えている社会的養護の子どもたちはアイデンティティ、とりわけ『自己の一貫性』が確立しにくいとすることができます。

「生活史」が“1本の線”につながることは、心理発達的に見ても非常に重要なのです。

#### 時間的展望～未来に向かって（古儀）

“時間的展望”とは、「ある与えられた時に存在する個人の心理学的未来及び心理学的過去の見解の総体」（Lewin, 1951）と定義された概念です。

要は、“個人が、自分の過去・現在・未来をどのように捉えているのか？”に関する概念、と捉えることができます。

施設で生活している子どもたちが、自らの過去・現在・未来をどのように捉えているのか、つまり、彼らの抱いている時間的展望について知ることは、真実告知やライフストーリーワークのような関わりを行う上でも、何らかの示唆を与えてくれるものではないかと考えられます。

子どもの時間的展望を把握するための技法がいくつかあるのでご紹介します。

サークルテスト（Cottle, 1967）：

過去、現在、未来を円にたとえ、3つの円を描いてもらうものです。

3つの円の大きさは、「その人にとって最も優位な、あるいは大切なのはいつか」ということを示し、位置関係は、「その人にとって過去・現在・未来がどの程度関連し、統合されているか」を示す、と考えられています。

心理書簡法（新田・石渡, 1991 他）：

少年院での処遇技法の一つとして生み出された「役割書簡法（ロール・レタリング）」がベースになっています。書き手が発信相手を想定し、一人二役で手紙のやりとりを繰り返すものです。

「過去の私」「現在の私」「未来の私」の3つの「私」の間でやりとりされる手紙の内容によって、その人がどのような時間的展望を抱いているかを知ることができると考えられます。

またこの技法は、手紙のやりとりの中で内省を深めるという点で、治療的な技法としても紹介されています。

時間的展望体験尺度（白井，1994）：

全18項目からなる質問紙で、＜現在の充実感＞＜目標指向性＞＜過去受容＞＜希望＞の4つの下位尺度で構成されています。

近年、この尺度を活用することで“生い立ちの整理”やLSWによる心理的变化を測定できる可能性があると言われていています。

### ○真実告知やライフストーリーワークの「効果」をどう把握するか？（山本）

真実告知もライフストーリーワークも、社会的養護の子どもたちが未来に向かって歩み出せるようになることを期待して、実践する取り組みです。

こうした実践による「効果」は、目に見えない分、なかなか分かりにくいのですが、もしかすると、上記のような方法を活用することで子どもの心理的变化を把握できるかもしれません。今後の課題と言えそうです。

#### 第1回・ライフストーリーワーク実践・研究全国交流会が開催されました

平成25年2月23日（土）・24日（日）の2日間、神戸市の神戸女子大学を会場に、全国のライフストーリーワーク実践者・研究者が交流するイベントが開催されました。三重県の児童相談所からは私を含めて3名が参加しました。

交流会には日本各地から約40名が集まり、参加地域は関東から四国・九州に渡っていました。全国の児童相談所・児童養護施設におけるライフストーリーワークの実践状況についての調査報告を皮切りに、各地域での実践報告、海外での取り組みの様子の紹介、ライフストーリーワークの効果測定のあり方、さらには政策提言にまで話は広がり、とても熱心に議論されていました。

日本のあちこちで、私たちと同じような思いを胸に、社会的養護の子どもたちの「生活史」をつなぐための実践が展開されていることが分かり、とても励まされました。こうした取り組みが日本中に広がり、いつの日か、真実告知やライフストーリーワークが“ごく当たり前の支援”として子どもたちに提供される日が来ることを、改めて願った2日間でした。

（中勢児童相談所 山本智佳央）